

○小泉八雲記念館の設置及び管理に関する条例施行規則

平成17年3月31日

松江市規則第70号

改正 平成17年7月12日規則第296号

(趣旨)

第1条 この規則は、小泉八雲記念館の設置及び管理に関する条例(平成17年松江市条例第167号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部使用)

第2条 市長において、小泉八雲記念館(以下「記念館」という。)の目的及び用途を妨げないと認めた場合に限り、施設又は資料の一部を特定の者に一時貸与し、又は使用させることができる。

(損害賠償)

第3条 記念館の施設及び資料を利用する者が、これを滅失し、若しくは損傷したとき、又は市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(入館料の減額)

第4条 条例第10条に規定する減額は、5割を限度として次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 他の観光施設等の管理者と共同で発行する共通割引券等を利用して入館する場合
- (2) 別に定める者が運営する交通機関を利用するものが、別に定める乗車券等を提示して入館する場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、記念館の利用を促進するものとして特に必要と認める場合

(雑則)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の小泉八雲記念館設置条例施行規則(昭和58年松江市規則第32号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年7月12日松江市規則第296号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。